

令和8年度 一日保育ボランティア活動事業 実施要領

- 1 目的 次代を担う中学生・高校生が、幼い子どもたちとの触れ合いをおし、将来親となった時の心構えや健全な人としての「心」を養う。
- 2 活動内容 中学生・高校生が保育施設にて乳幼児の保育補助に従事する。
- 3 参加対象 浜松市内の中学校・高等学校に在籍又は浜松市在住の中学1年生から高校3年生までの生徒
- 4 日時 令和8年7月21日(火)から8月25日(火)までの土・日・祝日を除く日のうち、希望する1日
時間 午前8時30分から午後5時00分までの間で、園と調整をする。
- 5 申し込み **【申し込みの流れ】**
 - ① 生徒が、令和8年7月1日(水)から7月15日(水)までに(日曜日を除く)希望する保育施設へ直接電話で申し込む。(受付時間:午前8時30分~午後5時00分)
 - ② 保育施設の了承が得られたら、実施日及び活動時間の調整をする。
 - ③ 生徒は、実施日当日までに、「一日保育ボランティア活動申込書・承諾書」を保育施設に提出する。(当日でも可)**【申し込みに関する注意事項】**
 - ・原則として各保育施設1日あたり3~5名を受け入れる。
 - ・オリエンテーションを行う場合には、申し込みの際に生徒に伝える。
- 6 持ち物等 学生証、園児と一緒に活動できる服装(水遊び用含む)、帽子等
※昼食 原則持参とするが、園の実情に応じる。
- 7 注意事項 生徒は下記の注意事項を守る。
 - ・活動にあたっては、保育施設の指示に従うこと。
 - ・活動中の事故に備えて賠償責任保険に事前に参加すること。
 - ・動きやすい服装と靴で参加する。
 - ・つめは短くし、髪が長い場合には束ねる。
 - ・ネックレスや突起のある指輪は身につけない。
 - ・アレルギーがある場合には、事前に保育施設へ相談すること。
 - ・当日やむを得ず欠席する場合には、必ず事前に保育施設に連絡すること。
 - ・活動中に知り得た職務上の秘密については、活動体験後も守秘すること。
- 8 その他
 - ・事業内容に係る情報をホームページに掲載する。
 - ・生徒の参加状況は、各保育施設からの報告に基づき、市から生徒の所属校に報告するため、参加証明書は原則発行しない。ただし、特段の事由により参加証明書が必要な場合のみ、各保育施設が発行する。

賠償責任保険について

ボランティア活動中に園児にけがをさせてしまった場合または保育施設の物を壊してしまった場合の損害を補償するため、賠償責任保険に加入していただいております。指定する保険会社はございませんが、保険内容・金額等を検討し、生徒各自で加入をお願いしております。また、参加者が事故などによりケガを負ってしまった場合のため傷害保険への加入も薦めております。この件について問い合わせがあるため、以下のとおり情報提供します。

- ・現在加入されている保険に賠償責任保険及び傷害保険が付帯している場合は、新たに保険に加入してもらう必要はありません。
例) 自転車保険、自動車保険、火災保険
- ・現在加入されている保険に賠償責任保険及び傷害保険が付帯していない場合は、特約として安価で賠償責任保険及び傷害保険を付けることができます場合もあります。

参加者の多くの方が、賠償保険及び傷害保険を含む社会福祉法人社会福祉協議会の「ボランティア活動保険」に加入しているようでしたので、参考に連絡先を記載します。

【連絡先】

社会福祉法人浜松市社会福祉協議会

	所在地	電話番号
浜松地区センター	中央区成子町 140-8	453-0553
東事務所	中央区流通元町 20-3	422-3737
西地区センター	中央区舞阪町舞阪 2701-9	596-1730
北地区センター	浜名区細江町気賀 4581	527-2941
引佐事務所	浜名区引佐町井伊谷 616-5	542-3486
三ヶ日事務所	浜名区三ヶ日町宇志 803	524-1514
浜北地区センター	浜名区小林 1272-1	586-4499
天竜地区センター	天竜区二俣町二俣 530-18	926-0322
春野事務所	天竜区春野町宮川 1330	989-1261
佐久間事務所	天竜区佐久間町中部 18-11	965-0294
龍山事務所	天竜区龍山町戸倉 711-2	969-0082
水窪事務所	天竜区水窪町奥領家 2980-1	982-0046

*問い合わせ時間 8:30~17:15 月曜日~金曜日(祝祭日を除く)